

与謝野町水道事業水道使用量・料金確認サービス導入業務公募型

プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

京都府与謝野町上下水道課

## 1 業務概要

### (1) 業務名

与謝野町水道事業水道使用量・料金確認サービス導入業務

### (2) 履行場所

与謝野町内

### (3) 業務の目的

ア 与謝野町では、空き家や老朽した住宅による漏水の増加が懸念される状況の中で、積雪による水道検針業務の負担や検針員の人材不足が課題となっている。そこで、全戸に水道スマートメーターを設置し、遠隔による自動検針を可能とすることで検針業務の効率化と漏水の早期発見を図る。

イ 水道使用水量と料金情報をＰＣやスマートフォン等で確認できるシステムを導入することで、いつでも水道使用水量や料金を確認できる環境を整えることにより使用者の利便性の向上を図り、また、検針結果通知の発行枚数を低減しペーパーレス化と業務の効率化を図る。

### (4) 業務内容

ア メーター（通信機能を備えたもの）の調達

イ 自動検針システムの構築・運用

ウ 水道使用水量や水道料金情報の履歴を確認できるWEBシステムの構築・運用

### (5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

## 2 提案上限金額

金13,414,500円（税込み）

## 3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 与謝野町から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく

精算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- (５) 国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していないこと。
- (６) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条及び第３条に基づく暴力団及び暴力団員が実質的に経営を行っている業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (７) 令和５年度以降に地方公共団体が発注した類似業務の履行実績があること。
- (８) 要求水準書の要件を満たすことができること。

### ３ 実施日程

- (１) 実施要領の通知 : 令和８年９月７日（月）
- (２) 質問の期限 : 令和８年９月１４日（月）午後５時１５分まで
- (３) 質問への回答予定日 : 令和８年９月１６日（水）
- (４) 参加表明書の提出期限 : 令和８年９月２５日（金）午後５時１５分まで
- (５) 参加資格確認結果の通知 : 令和８年９月２８日（月）発送
- (６) 提案書類の提出期限 : 令和８年１０月６日（火）午後５時１５分まで
- (７) プレゼンテーション予定日 : 令和８年１０月１４日（水）
- (８) 審査結果通知 : 審査の終了後速やかに発送
- (９) 契約締結 : 審査結果通知後速やかに実施

※上記のスケジュールは予定であり、状況に応じて変更となる場合がある。

### ４ 質問

- (１) 質問事項がある場合は、質問書（Ａ４判 任意様式）に記載の上で提出すること。
- (２) 提出方法

提出期限までに下記のメールアドレスに「与謝野町上下水道課 宛」で送付すること。

メール : [suido@town.yosano.lg.jp](mailto:suido@town.yosano.lg.jp)

- (３) 提出期限 : 令和８年９月１４日（月）午後５時１５分まで
- (４) 回答予定日 : 令和８年９月１６日（水）

### ５ 参加表明

- (１) 提出書類
  - ア : 参加表明書[様式１]
  - イ : 会社の概要が分かる書類（パンフレット等）
  - ウ : 類似業務実績報告書[様式２]
- (２) 提出方法

下記の場所に１部ずつ持参または郵送すること。

〒629-2392 京都府与謝郡与謝野町字四辻65番地  
与謝野町役場 上下水道課

TEL: 0772-43-9031 FAX: 0772-43-0171

- (3) 提出期限: 令和8年9月25日(金) 午後5時15分まで
- (4) 期限までに提出がなかった際は、参加を辞退したものとする。
- (5) 参加資格確認結果の通知は、参加資格の有無に関わらず、結果を全参加表明者に書面により通知する。併せて参加資格を有する者に対して、提案書の提出を依頼する。

## 6 提案書類

- (1) 提案書類は以下の通りとする。

ア: 企画提案書提出書[様式3]

イ: 企画提案書

A4規格の任意書式で別紙1評価基準を踏まえて作成すること。

ウ: 見積書

A4規格の任意書式で、別紙2の見積条件に従い作成すること。

- (2) 提出方法

下記の場所にアは1部、イ・ウ・エは正本1部、副本7部ずつを持参または郵送すること。なお、正本には社名を記載し押印するものし、副本には社名を記載しないこと。

〒629-2392 京都府与謝郡与謝野町字四辻65番地  
与謝野町役場 上下水道課

TEL: 0772-43-9031 FAX: 0772-43-0171

- (3) 提出期限: 令和8年10月6日(火) 午後5時15分まで
- (4) 期限までに提出がなかった際は、参加を辞退したものとする。

## 9. 選考方法

- (1) 本プロポーザルはプレゼンテーションによる審査を実施する。
- (2) プロポーザルの評価基準は別紙評価基準に基づき、審査委員会において総合的に評価し、優秀であると認められたものを選定する。
- (3) 審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。
- (4) 参加表明者が1社の場合は、その業者を優先交渉者として契約締結に向けて交渉する。

## 10. プレゼンテーション

- (1) プレゼンテーション予定日: 令和8年10月14日(水)

業者ごとに、質疑応答の時間を除いて30分程度を目途として実施する。詳細な時間は参加表明書受領後に追って連絡する。

- (2) 会場: 与謝野町役場 加悦庁舎 元気館 視聴覚室

- (3) 内容は企画提案書に基づいたものであること。
- (4) 導入する自動検針システムと水道見える化システムのデモンストレーションの実演、または動作している様子を収めた動画による説明を実施し、操作性や利便性を紹介すること。
- (5) プレゼンテーション及びデモンストレーションには当町が用意したプロジェクター(HDMI 端子接続)を用いることができる。

#### 1 1. 参加者の失格

提出書類に不備や虚偽の内容の記載が認められた場合や、審査の公平性を阻害する行為があった場合、参加者を失格とする。

#### 1 2. その他の事項

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 本事業へ参加するために要する一切の費用は、提案者側の負担とする。
- (3) 業務の一部において再委託を行う場合は、予め当町の合意を得ること。
- (4) 本事業に関する疑義が生じた場合は、別途協議の上で決定する。

#### 1 3. 事務局

〒629-2392 京都府与謝郡与謝野町字四辻65番地

与謝野町役場 上下水道課

TEL : 0772-43-9031 FAX : 0772-43-0171

メール : suido@town.yosano.lg.jp

以上

〔別紙１〕 評価基準

| 項目                   | 評価内容                                                                                                                                                                                        |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会社概要・方針              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施方針は適切なものか</li> <li>・ 本事業への理解度は十分か</li> <li>・ 信頼性は十分か（これまでの取引実績等を評価）</li> <li>・ 自動検針システムと水道メーターを一体的に提供可能か</li> </ul>                            |
| 水道メーター・無線通信          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当町の定める仕様を満たす性能であるか</li> <li>・ 施工性に優れた通信機能一体型水道メーターであるか</li> <li>・ 全国における運用実績は豊富か</li> </ul>                                                        |
| 自動検針システム             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当町の定める仕様を満たす性能であるか</li> <li>・ 当町の料金システムとの連携に問題はないか</li> <li>・ 操作性や利便性の面で優れたものであるか</li> <li>・ 検針データ取得以外の拡張性を備えているか</li> </ul>                       |
| 水道見える化システム・需要家向けサービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当町の定める仕様を満たす性能であるか</li> <li>・ 利用者の満足度に繋がる、多彩な機能や操作性を有しているか</li> <li>・ 将来的な発展性（圧着ハガキ郵送代行サービス、決済機能など）を備えているか</li> </ul>                              |
| 設置・推進体制              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入時の業者に対する教育などの支援体制は十分であるか</li> <li>・ 本事業の推進体制は妥当であるか</li> <li>・ スケジュール感（納期・設置計画等）は妥当なものであるか</li> </ul>                                            |
| アフターフォロー             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当町の定める仕様を満たす体制を備えているか</li> <li>・ 導入時の職員に対する教育などの支援体制は十分であるか</li> <li>・ マスタ登録等の作業を依頼するに辺り、十分な管理体制を備えているか</li> <li>・ 導入後の保証及び保守の体制は十分であるか</li> </ul> |
| コスト感                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単なる金額の高低ではなく、業務効率化の効果も踏まえ、見積金額は妥当であるか</li> </ul>                                                                                                   |

## 見積算出条件

本事業にかかる費用（消費税及び地方消費税を含む）を、下記の項目ごとに算出し、その合計額を提示すること。

なお、見積書の書式は任意のものとする。また、オプション機能にかかる費用については、今回の見積に含めないものとする。

### 1. イニシャルコスト

自動検針システムおよび水道見える化システム導入時に発生する費用について算出し、記載すること。

#### （1）水道メーター

①13mm 415 台

②20mm 17 台

③25mm 17 台

#### （2）上記（1）が通信機能一体型水道メーターで無い場合は、以下の費用を含めること。

①水道メーターと同数の通信端末

②水道メーターと通信端末の結線対応に必要な費用（作業費・部材費等）

#### （3）サービス加入費用

#### （4）セットアップ費用（システム立ち上げの現地対応費等を想定）

#### （5）初回マスタ情報登録費用

#### （6）その他、水道見える化システムの導入に必要な費用

（各種システムの連携のための改修費用が生じる場合は本項目に記載すること）

※なお、メーターの施工費については、当町が別途選定した業者に依頼するため、コストには含まない。

### 2. ランニングコスト

自動検針システム・水道見える化システム導入後に発生する費用について、以下の条件に倣って月単位の単価と、令和8年度から令和15年度までの8年間の総額を算出し、記載すること。

なお、導入の起点は、自動検針システムは令和8年12月、水道見える化システムは令和9年2月と仮定する。

#### （1）通信機能一体型水道メーターもしくは通信端末の利用料

当町で9600件に設置、運用すると仮定する。

#### （2）自動検針システム利用費用（当町向け）

当町が使用する管理画面のアカウント数を4個と仮定する。

#### （3）その他、自動検針システムの運用で発生する費用

マスタ変更やデータの出力等で生じる費用がある場合は、項目毎に条件を設定の上で算定すること。

(4) 水道見える化サービスの利用料（需要家向け）

水道見える化システムの加入数は、毎月 2 0 0 0 件（全給水世帯の 2 0 %程度）と仮定して計算すること。

(5) 水道見える化サービス利用費用（当町向け）

当町が使用する管理画面のアカウント数を 4 個と仮定する。

(6) 水道見える化サービス通知送信費用

上記（4）の加入数の 3 割（6 0 0 件）に、毎月通知を送信すると仮定する。

(7) その他、水道見える化サービスの運用で発生する費用

マスタ変更やデータの出力等で生じる費用がある場合は、項目毎に条件を設定の上で算定すること。